



金 沢 市 公 報

号外第31号の5

平成27年(2015年)12月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例施行規則及び金沢市におけ る土地利用の適正化に関する条例施行規則の 一部を改正する規則 (都市計画課) 11
●規 則		●教育委員会規則
○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条 例施行規則の一部を改正する規則 (広報公聴課) 1		○金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則 の一部を改正する規則 (教育総務課) 19
○金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2		●公営企業管理規程
○金沢市財務規則及び金沢市母子及び父子並び に寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (財 政 課) 2		○金沢市企業局会計規程の一部改正について (企業総務課) 19
○金沢市生活保護法施行細則の一部を改正する 規則 (生活支援課) 4		●公営企業訓令甲
		○金沢市企業局安全衛生委員会規程の一部改正 について (企業総務課) 29

規 則

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第71号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則(平成3年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「フレキシブルディスクカートリッジ若しくは」を削る。

第12条の2中「第24条の2第2項」を「第24条の3第2項」に改める。

第14条第6項中「代理人(法定代理人を除く。以下同じ。)」を「本人の委任による代理人」に、「代理人は」を「当該代理人は」に改め、同条第7項中「代理人」を「前2項の本人の委任による代理人」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 前項後段の規定は、条例第30条第1項に規定する保有特定個人情報に係る本人の委任による代理人について準用する。

第17条中「保有個人情報の」を「保有個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する保有特定個人情報を含む。以下同じ。)」に改め、「保有個人情報」の次に「(事業を営む個人の当該事業に関する保有特定個人情報を含む。)」を加える。

別表中	印刷物として出力したもの (カラー)	1枚につき40円	を
	フレキシブルディスクカー トリッジに複製したもの	フレキシブルディ スクカートリッジ 1枚につき50円	

印刷物として出力したもの (カラー)	1枚につき40円	に改め、同表の備考第3項中「フレキシブルディ
-----------------------	----------	------------------------

スクカートリッジに複製する場合は日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものを、」を削り、「日本工業規格X0606」を「、日本工業規格X0606」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第72号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第2号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市財務規則及び金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第73号

金沢市財務規則及び金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

（金沢市財務規則の一部改正）

第1条 金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第24号その1中「措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等」を「措置等」に改め、同様式その2を次のように改める。

その 2

	年 月 日																																																																													
様	金沢市長 印																																																																													
<p>母子・父子・寡婦福祉資金償還金納入通知書（口座振替用）</p> <p>あなたの各月ごとの母子・父子・寡婦福祉資金償還金を、それぞれの納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。</p> <p>なお、あなたの母子・父子・寡婦福祉資金償還金は、あなたが指定された預金口座から振替納付されます。</p> <p>1 口座について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">貸付番号</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 25%;">口座名義人</td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td>銀行名</td> <td></td> <td>口座の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支店名</td> <td></td> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 振替額・振替日について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">年度</th> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> <tr> <th>振替年月</th> <th>償還回数</th> <th>償還金</th> <th colspan="2">納期限（振替日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td colspan="2"> </td></tr> </tbody> </table> <p>説明</p> <p>この欄には、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置等を記入すること。</p>		貸付番号		口座名義人		銀行名		口座の種類		支店名		口座番号			年度				振替年月	償還回数	償還金	納期限（振替日）																																																								
貸付番号		口座名義人																																																																												
銀行名		口座の種類																																																																												
支店名		口座番号																																																																												
	年度																																																																													
振替年月	償還回数	償還金	納期限（振替日）																																																																											

（金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正）
 第2条 金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（平成8年規則第58号）の一部を次のように改正する。
 様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

収 第 号
年 月 日

様

金沢市長

印

母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定通知書

先に申請のあった母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付金について、次のとおり貸し付けることに決定したので通知します。

ただし、目的外使用又は偽りその他不正行為等があったときは、直ちに、貸付金の全部又は一部を償還していただきます。

貸付番号		貸付資金の種類	
借受人の氏名及び住所			
貸付金額			
利子			
貸付期間			
据置期間			
償還期間			
償還方法			
連帯借主の氏名及び生年月日			
備考			

注 1 住所、氏名等の変更があったときは、届け出てください。

2 支払期日に償還金又は一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年 %の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した額を違約金として加算します。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

金沢市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第74号

金沢市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

金沢市生活保護法施行細則（平成8年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「葬祭扶助申請書」を「生活保護法による葬祭扶助申請書」に改める。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に、

土 地	種 別		延 面 積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
	(1) 宅 地	有・無				
	(2) 田 畑	有・無				有・無
	(3) 山 林 その他	有・無				有・無
建 物	(1)	持家・貸家・貸間 〔いずれかを○〕 で困んでくだ さい。	延 面 積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
	居住用				家賃 (円)	有・無
	(2) その他	有・無				有・無

を

土 地	種 別		延 面 積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
	(1) 宅 地	有・無				
	(2) 田	有・無				有・無
	(3) 畑	有・無				有・無
	(4) 山 林	有・無				有・無
	(5) その他	有・無				有・無
建 物	(1)	持家・貸家・貸間 〔いずれかを○〕 で困んでくだ さい。	延 面 積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
	居住用				家賃 (円)	有・無
	(2) その他	有・無				有・無

に、

預 金 先	口座番号	口座氏名	預貯金額
			円
			円
			円
			円
			円
種 類	額 面	評 価 概 算 額	
	円	円	

を

預金先	口座番号	口座氏名	預貯金額
種 類	額 面	評 価 概 算 額	

に、

契 約 金	保 険 料
円	円
円	円

を

契 約 金	保 険 料

に、

「自動2輪」を「自動二輪」に、

貴 金 属	有・無
-------	-----

を

貴 金 属	有・無
-------	-----

に、「すべて」を

「全て」に、「うえ」を「上」に改める。

様式第3号中

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先 (会社名)	次回収入の見込みと前3箇月間の状況	収入金額 (ア)	収入を得るための必要経費		(ア)-(イ) 差引収入額
				内 容	金 額 (イ)	
A		次回 月見込み				
		前三箇月分	月分			
			月分			
			月分			
B		次回 月見込み				
		前三箇月分	月分			
			月分			
			月分			

を

働いている者の氏名	仕事の内容 勤め先 (会社名)等	区 分	当 月 分 (見込額)	前 3 か 月 分		
				() 月分	() 月分	() 月分
		収 入				
		必要経費①				
		就 労 日 数				
		収 入				
		必要経費②				
		就 労 日 数				
		収 入				
		必要経費③				
		就 労 日 数				
必要経費 (前月分) の主な内容	①					
	②					
	③					

に、

「恩給・年金」を「恩給・年金等」に、「ある者の名前」を「ある者の氏名」に、「(前3箇月間)」を「(前3か月間)」

に、	仕送りによる収入	を	種 別	に、	生命保険等の給付金	を
	現物による収入		現 金 等		現 物	

種 別	に、	収 入	を	収 入	に、
		生命保険等の給付金		円	

氏 名	働いて得た収入のない理由

を

氏 名	働いて得た収入のない理由

に

改める。

様式第6号から様式第9号までを次のように改める。

様式第 6 号 (第 3 条関係)

生活保護法による葬祭扶助申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名



生活保護法による葬祭扶助を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

死 者	氏 名		生年月日	年 月 日
	死亡年月日	年 月 日	葬祭を行う者との関係	
	死亡時の住所又は居所			
	葬 祭 予 定 日	年 月 日		
	葬 祭 費	遺 留 金 額	差 引 不 足 額	備 考
	円	円	円	

様式第 7 号 (第 4 条関係)

年 月 日

住 所
氏 名

様

金沢市長

印

保 護 決 定 通 知 書

生活保護法による保護の開始(変更)を次のとおり決定したので通知します。

1 保護の種類、支給額及び方法

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	その他 の扶助	合 計	本 人 支払額
月分支給・追給額							
月分支給・追給額							
月分以降支給額							

その他の扶助の内訳(再掲)

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	医療扶助	介護扶助	出産扶助	葬祭扶助
支 給 額								

保護施設事務費等		追 給 額	
----------	--	-------	--

支 払 方 法	円 ()
	円 ()
	円 ()
	円 ()
	円 ()
介護扶助自己負担月額	円 ()
	円 ()
	円 ()
医療扶助自己負担月額	円 ()

2 保護費等支払年月日 年 月 日

3 保護の開始(変更)の年月日 年 月 日

4 開始(変更)決定の理由

5 この通知が申請のあった日から14日を経過した理由

備考 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から50日を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号(第4条関係)

年 月 日

氏 名 様

金沢市長

印

保 護 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については、次の理由で保護できないから却下します。

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請のあった日から14日を経過した理由

備考 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から50日を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号(第5条関係)

年 月 日

住 所

氏 名

様

金沢市長

印

保護停止(廃止)決定通知書

生活保護法による保護を次のとおり停止(廃止)したので通知します。

1 停止(廃止)した保護の種類

2 停止する期間 年 月 日から
年 月 日まで

3 廃止の年月日 年 月 日

4 理 由

備考 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から50日を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

- 1 この規則は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第2号、様式第3号及び様式第6号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第75号

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則(平成12年規則第95号)の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(審議会の会議)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

(専門部会の組織等)

第3条の2 審議会の専門部会に、部会長を置き、専門委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるときは、専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

第4条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「前条」を「前2条」に改める。

第8条第1項及び第2項中「第12条第2項」を「第12条第6項」に改め、同条第3項中「第12条第3項」を「第12条第7項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(まちづくり協定の遵守に係る関係当事者間の協議の調整の要請)

第8条の2 条例第12条の3第1項の規定による要請は、まちづくり協定の遵守に係る関係当事者間の協議の調整要請書(様式第5号の2)により行うものとする。

第10条の次に次の1条を加える。

(特定関係当事者間の意見等の調整の要請)

第10条の2 条例第14条の2第1項の規定による要請は、特定関係当事者間の意見等の調整要請書(様式第10号の2)により行うものとする。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に、「第12条第2項」を「第12条第6項」に、

「工事 施 行 業 者 の 住 所 及 び 氏 名」		を						
「工事 施 行 業 者 の 住 所 及 び 氏 名 住 民 等 へ の 周 知」	開始日 年 月 日 周知の内容：							
「住 民 等 か ら の 問 合 せ」	有(問合せ件数： 件) ・ 無 有の場合 問合せの内容 問合せに対する対応の内容 個別説明 回 説明会の開催 回 説明の内容等	に						
「住 民 等 の 代 表 者 と の 協 議」	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">協議の要請の有無</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 有の場合 協議の要請の内容 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 協議の結果 </td> </tr> </table>	協議の要請の有無	有 ・ 無	有の場合 協議の要請の内容		協議の結果		
協議の要請の有無	有 ・ 無							
有の場合 協議の要請の内容								
協議の結果								

改め、同様式の備考を同様式の備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

- 2 住民等からの問合せの欄及び住民等の代表者との協議の欄は、当該欄に記入することができない場合は、別紙に記入の上、添付してください。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に、「第12条第3項」を「第12条第7項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 5 号の 2 (第 8 条の 2 関係)

まちづくり協定の遵守に係る関係当事者間の協議の調整要請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

要請者 住 所

氏 名

㊟

(要請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第12条の3第1項の規定によるまちづくり協定の遵守に係る関係当事者間の協議の調整を要請します。

まちづくり協定区域の名称	
開発事業の名称	
開発事業の場所	
協議の相手方の住所及び氏名	
協議の内容及び経過	

備考

- 1 要請者の住所及び氏名の欄及び協議の相手方の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 協議の内容及び経過の欄は、当該欄に記入することができない場合は、別紙に記入の上、添付してください。

様式第 6 号中「あて先」を「宛先」に、

開発事業の完了予定日	年 月 日	を
開発事業の完了予定日	年 月 日	
まちづくり協定区域の内外	内 (協定区域) ・外	に、
工事施行業者の住所 及 び 氏 名		を

工事 施 行 業 者 の 住 所 及 び 氏 名			
まち づ く り 協 定 区 域 内 の 場 合	住 民 等 へ の 周 知	開始日 年 月 日	
		周知の内容：	
	住 民 等 か ら の 問 合 せ	有（問合せ件数： 件） ・ 無	
		有の場合 問合せの内容	
		問合せに対する対応の内容 個別説明 回 説明会の開催 回 説明の内容等	
	住 民 等 の 代 表 者 と の 協 議	協議の要請の有無	有 ・ 無
		有の場合 協議の要請の内容	
		協議の結果	

に

改め、同様式の備考を同様式の備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

- 2 住民等からの問合せの欄及び住民等の代表者との協議の欄は、当該欄に記入できない場合は、別紙に記入してください。

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2 (第10条の2 関係)

特定関係当事者間の意見等の調整要請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

要請者 住 所

氏 名

㊞

(要請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第14条の2第1項の規定による特定関係当事者間の意見等の調整を要請します。

開 発 事 業 の 名 称	
開 発 事 業 の 場 所	
意見等の相手方の住所及び氏名	
意見等の内容及び経過	

備考

- 1 要請者の住所及び氏名の欄及び意見等の相手方の住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 意見等の内容及び経過の欄は、当該欄に記入することができない場合は、別紙に記入の上、添付してください。

(金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則(平成12年規則第97号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第2項中「第5条第2項」を「第5条第6項」に改め、同条第3項中「第5条第3項」を「第5条第7項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(土地利用協定の遵守に係る関係当事者間の協議の調整の要請)

第6条の2 条例第5条の3第1項の規定による要請は、土地利用協定の遵守に係る関係当事者間の協議の調整要請書(様式第5号の2)により行うものとする。

第8条の次に次の1条を加える。

(特定関係当事者間の意見等の調整の要請)

第8条の2 条例第6条の2第1項の規定による要請は、特定関係当事者間の意見等の調整要請書(様式第10号の2)により行うものとする。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に、「第5条第2項」を「第5条第6項」に、

工 事 施 行 業 者 の 住 所 及 び 氏 名	
------------------------------	--

を

工 事 施 行 業 者 の 住 所 及 び 氏 名		
住 民 等 へ の 周 知	開始日 年 月 日	
	周知の内容：	
住 民 等 か ら の 問 合 せ	有（問合せ件数： 件） ・ 無	
	有の場合 問合せの内容	
	問合せに対する対応の内容 個別説明 回 説明会の開催 回 説明の内容等	
住 民 等 の 代 表 者 と の 協 議	協議の要請の有無	有 ・ 無
	有の場合 協議の要請の内容	
	協議の結果	

に

改め、同様式の備考を同様式の備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 住民等からの問合せの欄及び住民等の代表者との協議の欄は、当該欄に記入することができない場合は、別紙に記入の上、添付してください。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に、「第5条第3項」を「第5条第7項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 5 号の 2 (第 6 条の 2 関係)

土地利用協定の遵守に係る関係当事者間の協議の調整要請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

要請者 住 所

氏 名

㊟

(要請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における土地利用の適正化に関する条例第 5 条の 3 第 1 項の規定による土地利用協定の遵守に係る関係当事者間の協議の調整を要請します。

土 地 利 用 協 定 区 域 の 名 称	
開 発 事 業 の 名 称	
開 発 事 業 の 場 所	
協 議 の 相 手 方 の 住 所 及 び 氏 名	
協 議 の 内 容 及 び 経 過	

備考

- 1 要請者の住所及び氏名の欄及び協議の相手方の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 協議の内容及び経過の欄は、当該欄に記入することができない場合は、別紙に記入の上、添付してください。

様式第 6 号中「あて先」を「宛先」に、

開 発 事 業 の 完 了 予 定 日	年 月 日	を
開 発 事 業 の 完 了 予 定 日	年 月 日	に、
ま ち づ く り 協 定 区 域 の 内 外	内 (協定区域) ・ 外	
工 事 施 行 業 者 の 住 所 及 び 氏 名		を

工事 施 行 業 者 の 住 所 及 び 氏 名			
土 地 利 用 協 定 区 域 内 の 場 合	住 民 等 へ の 周 知	開始日 年 月 日	
		周知の内容：	
	住 民 等 か ら の 問 合 せ	有（問合せ件数： 件） ・ 無	
		有の場合 問合せの内容	
		問合せに対する対応の内容 個別説明 回 説明会の開催 回 説明の内容等	
	住 民 等 の 代 表 者 と の 協 議	協議の要請の有無	有 ・ 無
		有の場合 協議の要請の内容	
		協議の結果	

に

改め、同様式の備考を同様式の備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

- 2 住民等からの問合せの欄及び住民等の代表者との協議の欄は、当該欄に記入することができない場合は、別紙に記入の上、添付してください。

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2 (第8条の2関係)

特定関係当事者間の意見等の調整要請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

要請者 住 所

氏 名

㊟

(要請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における土地利用の適正化に関する条例第6条の2第1項の規定による特定関係当事者間の意見等の調整を要請します。

開 発 事 業 の 名 称	
開 発 事 業 の 場 所	
意見等の相手方の住所及び氏名	
意見等の内容及び経過	

備考

- 1 要請者の住所及び氏名の欄及び意見等の相手方の住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 意見等の内容及び経過の欄は、当該欄に記入することができない場合は、別紙に記入の上、添付してください。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

教育委員会規則

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第8号

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則(昭和47年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条の表金沢市学校給食中央共同調理場の項中「新竪町小学校 味噌蔵町小学校」を「新竪町小学校」に改め、同表金沢市学校給食東部共同調理場の項中「材木町小学校」を「兼六小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年12月28日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第11号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程(昭和55年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「速やかに」を「公営企業管理者が定める期日までに」に改める。

様式第18号を次のように改める。

第18号様式 (第7条関係)

郵便はがき

水道・下水道・ガス料金等納入通知書 (控)

水道・下水道・ガス料金等のお支払いのお願い

お客様の水道・下水道・ガス料金等は、本書のとおりに計算いたしました。このハガキをお持ちになって裏面記載の取扱金融機関又はコンビニエンスストアで納めてください。

※ガス料金のお支払いがガス早収期限日を過ぎますと、遅収料金(早収料金の3%加算額)が適用され、その差額は、翌月以降のガス料金に加算されます。

お客様番号

納期限(ガス早収期限日)

領収金額

月 分

親展

重要

お客様番号

年 月 日
金沢市企業局

領収日付印

領収日付印

水道・下水道・ガス料金等納入通知書兼領収証書

下記の金額を納めてください。

年 月 日
金沢市公営企業管理者

印

お客様番号	月分	年 月分
設置場所		

料 金 内 訳

前回検針日	今回検針日
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

水道	使用量	m ³	給水使用料金	円
			消費税等相当額	円

下水道	認定量	m ³	使用料金	円
			消費税等相当額	円

ガス	使用量	m ³	早収料金	円
	遅収差額	円	消費税等相当額	円
	契約種別		適用料金表	

ガス警報器	リース料	円	消費税等相当額	円
-------	------	---	---------	---

合計額	円
-----	---

上記の金額を領収しました。
金沢市企業局出納取扱金融機関
金沢市企業局収納取扱金融機関
金沢市企業局収入事務受託者

領収日付印

水道・下水道・ガス料金等収入済通知書

お客様番号	開閉区分	C/D	区分	納入	C/D	業務区分	修繕工事番号	C/D

金額	C/D

合計額	円
-----	---

納

上記の金額を領収したので通知します。
(宛先) 金沢市企業局出納員
金沢市企業局出納取扱金融機関
金沢市企業局収納取扱金融機関

領収日付印

領収日付印

様式第24号その1(1)を同その1第1葉とし、同その1(2)中「金沢市企業局出納員様」を「(宛先) 金沢市企業局企業出納員」に改め、同(2)を同その1第2葉とし、同その1(3)中「領収いたしました」を「領収しました」に改め、同(3)を同その1第3葉とし、同様式その2(1)を同その2第1葉とし、同その2(2)中「あて先」を「宛先」に改め、同(2)を同その2第2葉とし、同その2(3)中「領収いたしました」を「領収しました」に改め、同(3)を同その2第3葉とし、同様式その3第1葉を同その3(表紙)とし、同その3第2葉を同その3第1葉とし、同その3第3葉中「あて先」を「宛先」に改め、同第3葉を同その3第2葉とし、同その3第4葉を同その3第3葉とし、同様式その4第2葉中「上記金額収入済につき」を「上記の金額を領収したので」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式その5第2葉、同様式その6第2葉及び同様式その7第2葉中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

その8
第1葉

水道・下水道・ガス料金公金払込書兼領収証書(休止精算料金)(控)

NO.

様 年 月 日 休止

業務区分	月 分	お客様番号	開閉区分	合計額	
				円	

内 訳	水 道			下 水 道		ガ ス		
	給水 使用料金	口径別 使用料金	消費税等 相当額	使 用 料	消費税等 相当額	早収料金	遅収差額	消費税等 相当額

水 道				ガ ス							
前回指示数		休止指示数		使用量		前回指示数		休止指示数		使用量	

金沢市企業局出納取扱金融機関
金沢市企業局収納取扱金融機関

領収日付印

金沢市企業局企業出納員
又は金沢市企業局現金取扱員

氏名

第2葉

水道・下水道・ガス料金公金払込書兼収入済通知書(休止精算料金)

NO.

様 年 月 日 休止

業務区分	月 分	お客様番号	開閉区分	合計額	
				円	

内 訳	水 道			下 水 道		ガ ス		
	給水 使用料金	口径別 使用料金	消費税等 相当額	使 用 料	消費税等 相当額	早収料金	遅収差額	消費税等 相当額

水 道				ガ ス							
前回指示数		休止指示数		使用量		前回指示数		休止指示数		使用量	

上記の金額を領収したので通知します。

領収日付印

年 月 日

(宛先) 金沢市企業局企業出納員

金沢市企業局出納取扱金融機関
金沢市企業局収納取扱金融機関

(取扱店→企業局)

第3葉

水道・下水道・ガス料金 領収証書 (休止精算料金)

No.

様 年 月 日 休止

月 分	お客様番号

合計額
円

内 訳	水 道			下 水 道		ガ ス		
	給水 使用料金	口径別 使用料金	消費税等 相当額	使 用 料	消費税等 相当額	早收料金	遅収差額	消費税等 相当額

水 道				
前回指示数		休止指示数		使用量

ガ ス				
前回指示数		休止指示数		使用量

上記の金額を領収しました。
年 月 日

領収日付印

金沢市企業局企業出納員
又は金沢市企業局現金取扱員

氏名	
----	--

様式第24号の2第2葉中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を同様式その1とし、同様式に次のように加える。
その2

(表紙)

公金払込書兼領収証書

No.

年 月 日					
番～	番	枚			
使用者氏名		受入高	払出高	書損高	残高
		枚	枚	枚	枚
交 付	年 月 日				
返 納	年 月 日				

第3葉

水道・下水道・ガス料金等 領収証書

お客様番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

No.

様

月 分	区分	金 額	水 道		下 水 道		ガ ス			ガ ス 警 報 器	
			給水使用料金	消費税等相当額	使用料	消費税等相当額	早収料金	遅収差額	消費税等相当額	リース料	消費税等相当額
年 月 分		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		円									
		円									
		円									
		円									
		円									
		円									
		円									

合 計 額

	円
--	---

金沢市企業局収入事務受託者

氏 名

--	--

上記の金額を領収しました。

その3
第1葉

水道・下水道・ガス料金等公金払込書 兼領収証書

納

お客様番号	開閉区分

No.

年 月 日

年 号	月 分	区分	金 額	区分	水 道		下 水 道		ガ ス			ガ ス 警 報 器	
					給水使用料金	消費税等相当額	使用料	消費税等相当額	早収料金	遅収差額	区分	消費税等相当額	リース料
	年 月 分		円		円	円	円	円	円	円	円	円	円

合計額

	円
--	---

金沢市企業局収入事務受託者

氏 名

--	--

領収日付印

第 2 葉

水道・下水道・ガス料金等収入済通知書

No.

お客様番号	開閉区分

年 月 日

納

年 号	月 分	区 分	金 額	区 分	水 道		下 水 道		ガ ス			警 報 器	
					給水使用料金	消費税等 相当額	使用料	消費税等 相当額	早収料金	遅収差額	区分	消費税等 相当額	リース料
	年 月 分		円		円	円	円	円	円	円	円	円	円

合計額 円

上記の金額を領収したので通知します。

金沢市企業局出納取扱金融機関
 金沢市企業局収納取扱金融機関
 (宛先) 金沢市企業局企業出納員

領収日付印

第 3 葉

水道・下水道・ガス料金等領収証書

No.

お客様番号

年 月 日

納

年 号	月 分	区 分	金 額	区 分	水 道		下 水 道		ガ ス			警 報 器	
					給水使用料金	消費税等 相当額	使用料	消費税等 相当額	早収料金	遅収差額	区分	消費税等 相当額	リース料
	年 月 分		円		円	円	円	円	円	円	円	円	円

合計額 円

上記の金額を領収しました。

金沢市企業局収入事務受託者 氏名

領収日付印

その4
第1葉

水道・下水道・ガス料金公金払込書兼領収証書（休止精算料金）（控）

NO.

様 年 月 日 休止

業務区分	月 分	お客様番号	開閉区分	合計額	
				円	

内 訳	水 道			下 水 道		ガ ス		
	給水 使用料金	口径別 使用料金	消費税等 相当額	使 用 料	消費税等 相当額	早収料金	遅収差額	消費税等 相当額

水 道					ガ ス				
前回指示数		休止指示数		使用量	前回指示数		休止指示数		使用量

金沢市企業局収入事務受託者

氏名

金沢市企業局出納取扱金融機関
金沢市企業局収納取扱金融機関

領収日付印

第2葉

水道・下水道・ガス料金公金払込書兼収入済通知書（休止精算料金）

NO.

様 年 月 日 休止

業務区分	月 分	お客様番号	開閉区分	合計額	区分	区分
				円		

内 訳	水 道			下 水 道		ガ ス		
	給水 使用料金	口径別 使用料金	消費税等 相当額	使 用 料	消費税等 相当額	早収料金	遅収差額	消費税等 相当額

水 道					ガ ス				
前回指示数		休止指示数		使用量	前回指示数		休止指示数		使用量

上記の金額を領収したので通知します。

年 月 日

(宛先) 金沢市企業局企業出納員

金沢市企業局出納取扱金融機関
金沢市企業局収納取扱金融機関

領収日付印

(取扱店→金沢市企業局)

第3葉

水道・下水道・ガス料金 領収証書 (休止精算料金)

NO.

_____ 様 年 月 日 休止

月 分	お客様番号

合計額
円

内 訳	水 道			下 水 道		ガ ス		
	給水 使用料金	口径別 使用料金	消費税等 相当額	使 用 料	消費税等 相当額	早収料金	遅収差額	消費税等 相当額

水 道			
前回指示数		休止指示数	使用量

ガ ス			
前回指示数		休止指示数	使用量

上記の金額を領収しました。
年 月 日

領収日付印

金沢市企業局収入事務受託者

氏名	
----	--

様式第39号を次のように改める。

第39号様式 (第83条関係)

郵便はがき

水道・下水道・ガス料金等納付書(控)

水道・下水道料金(督促)・ガス料金等納付書兼領収証書

下記の金額を納めてください。

年 月 日 金沢市公営企業管理者 印

お客様の水道・下水道・ガス料金等のお支払がまだございませんので、このハガキをお持ちになつて裏面記載の取扱金融機関又はコンビニエンスストアで納めてください。

※本状(月日現在作成)の発送と前後して納付された場合は、納付済みにもかかわらず本状がお手元に届くこともありますのでご了承ください。

お客様番号

水道・下水道・ガス料金等収入済通知書

お客様番号	開閉区分	C/D	区分	納入	C/D	業務区分	修繕工事番号	C/D

様

金額	C/D

月 分

合計額	円
-----	---

親展

重要

お客様番号

年 月 日
金沢市企業局

上記の金額を領収したので通知します。
(宛先) 金沢市企業局企業出納員
金沢市企業局出納取扱金融機関
金沢市企業局収入事務受託者

領収日付印

お客様番号	月分	年 月 分
設置場所		

料金内訳

前回検針日		今回検針日	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
上下水道	年 月 日	年 月 日	年 月 日
ガス	年 月 日	年 月 日	年 月 日

水道	使用量	m ³	給水使用料金	円
			消費税等相当額	円

下水道	認定量	m ³	使用料金	円
			消費税等相当額	円

ガス	使用量	m ³	早収料金	円
	遅収差額	円	消費税等相当額	円
	契約種別		適用料金表	

ガス警報器	リ	ス	料	円	消費税等相当額	円
-------	---	---	---	---	---------	---

合計額 円

領収日付印

上記の金額を領収しました。
金沢市企業局出納取扱金融機関
金沢市企業局収入事務受託者

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に改正前の金沢市企業局会計規程の規定により交付された納入通知書及び督促状は、改正後の金沢市企業局会計規程の規定にかかわらず、なお効力を有する。

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令甲第2号

企 業 局

金沢市企業局安全衛生委員会規程（昭和47年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

第2条第10号を次のように改める。

(10) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事。

第2条に次の2号を加える。

(11) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事。

(12) 前各号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項

第6条第1項を次のように改める。

委員会は、毎月1回以上開催しなければならない。

第6条第3項中「3分の2」を「半数」に改める。

本則に次の1条を加える。

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

平成27年(2015年)12月28日 印刷
平成27年(2015年)12月28日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄